

小樽市建築基準法施行細則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
最近改正 令和6年3月28日規則第21号	制 定 昭和43年4月5日規則第28号
(適用の除外) 第1条の2 この規則の規定は、法第77条の18から第77条の21までの規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は第7条の2第4項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う事務については、第2条の2、第3条、第20条、第24条の2から<u>第26条の2</u>まで及び第31条の規定を除き適用しない。 (建築物の建築等に係る許可申請) 第7条 次に掲げる許可を受けようとする場合は、省令第10条の4第1項に規定する許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、同項の表2に掲げる日影図（第9号及び第10号に限る。）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。 (1)～(8) (略) (9) 法<u>第55条第3項又は第4項各号</u>の規定による許可 (10)・(11) (略) <u>(12) 法第58条第2項の規定による許可</u> <u>(13)～(22)</u> (略) <u>(23)</u> 法第85条第3項、<u>第6項又は第7項</u>の規定による許可 <u>(24)</u> 法第87条の3第3項、<u>第6項又は第7項</u>の規定による許可 2 工場又は危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物に係る前項第4号、第5号又は<u>第23号</u>の許可を申請する場合には、工場・危険物調書（様式第1号）を添付しなければならない。 3 建築物を増築し、又は用途を変更する場合に係る第1項第4号、第5号又は<u>第24号</u>の許可を申請する場合には、既存建築物実態調書（様式第2号）を添付しなければならない。 (建築物の原形の再現等の認定申請) 第7条の3 次に掲げる認定を受けようとする場合は、認定申請書（様式第3号。第1号、<u>第14号、第15号及び第19号から第26号</u>までに限る。）又は省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（第1	(適用の除外) 第1条の2 この規則の規定は、法第77条の18から第77条の21までの規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者が法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は第7条の2第4項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により行う事務については、第2条の2、第3条、第20条、第24条の2から<u>第26条</u>まで及び第31条の規定を除き適用しない。 (建築物の建築等に係る許可申請) 第7条 次に掲げる許可を受けようとする場合は、省令第10条の4第1項に規定する許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、同項の表2に掲げる日影図（第9号及び第10号に限る。）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。 (1)～(8) (略) (9) 法<u>第55条第4項各号</u>の規定による許可 (10)・(11) (略) <u>――</u> <u>(12)～(21)</u> (略) <u>(22)</u> 法第85条第3項、<u>第5項又は第6項</u>の規定による許可 <u>(23)</u> 法第87条の3第3項、<u>第5項又は第6項</u>の規定による許可 2 工場又は危険物の貯蔵場若しくは処理場の用途に供する建築物に係る前項第4号、第5号又は<u>第22号</u>の許可を申請する場合には、工場・危険物調書（様式第1号）を添付しなければならない。 3 建築物を増築し、又は用途を変更する場合に係る第1項第4号、第5号又は<u>第23号</u>の許可を申請する場合には、既存建築物実態調書（様式第2号）を添付しなければならない。 (建築物の原形の再現等の認定申請) 第7条の3 次に掲げる認定を受けようとする場合は、認定申請書（様式第3号。第1号、<u>第13号、第14号及び第17号から第24号</u>までに限る。）又は省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（第1

号、第14号、第15号及び第19号から第26号までを除く。）の正本及び副本に、それぞれ、省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、同項の表2に掲げる日影図（第2号及び第6号を除く。）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1)－(3) (略)

(4) 法第52条第6項第3号の規定による認定

(5)－(16) (略)

(17) 令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定

(18) 令第137条の16第2号の規定による認定

(19)－(26) (略)

(住宅の防寒構造)

第26条 条例第9条に規定する規則で定める防寒構造は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることとする。

号、第13号、第14号及び第17号から第24号までを除く。）の正本及び副本に、それぞれ、省令第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、同項の表2に掲げる日影図（第2号及び第5号を除く。）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1)－(3) (略)

(4)－(15) (略)

(16) 令第137条の16第2号の規定による認定

(17)－(24) (略)

(住宅の防寒構造)

第26条 条例第9条に規定する規則で定める防寒構造は、次に掲げるところによる

(1) ア又はイに掲げる要件に該当すること。

ア 次に掲げる基準に適合していること。

(7) 住宅（重ね建住宅、連続建住宅及び共同住宅にあつては、住戸。以下この条において同じ。）の熱損失係数（内外の温度差が1度である場合において、1平方メートル当たり流出する熱量をワットで表した数値をいう。以下同じ。）は、1.8以下とすること。ただし、住宅の年間暖冷房負荷（1年間における暖房負荷及び冷房負荷の合計をメガジュールで表した数値を、住宅の床面積の合計を平方メートルで表した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）を470以下とする場合にあっては、この限りでない。

(4) 住宅の床面積1平方メートル当たり相当隙間面積を5.0平方センチメートル以下とすること。

イ 評価方法基準（平成12年建設省告示第1654号）第5の部分5－1(3)ロ②に定める基準に適合していること。

(2) 住宅における適正な換気量を確保するため、換気回数を住宅全体で1時間につき0.5回以上とすることを設計条件として、全般換気（生活用品又は建材から発生する化学物質又は臭気、生活に伴い発生する水蒸気その他一般的に想定される室内空気汚染物質の排出のための住宅全体を対象とした換気をいう。以下同じ。）のための換気計画（新鮮空気（室内空気汚染物質を含まないとみなすことができる外気をいう。）の流入及び流出の経路を考慮してなされる全般換気及び局所換気（汚染物質が発生する場所の局所的な換気をいう。）のための計画をいう。）を策定し、当該計画に基づいた設計及び施工を行うこと。

(木造の柱の小径等の基準)

第26条の2 条例第16条第1項の規定により木造の建築物の柱の小径について令第43条第1項の規定を適用する場合においては、構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件（平成12年建設省告示第1349号）第1第1項中「和」とあるのは、「和に積雪荷重を加えた数値」とする。

2 条例第16条第2項の規定により木造の建築物の構造耐力上必要な軸組について令第46条第4項の規定を適用する場合においては、木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和56年建設省告示第1100号）第3第1項第1号中「和」とあるのは、「和に積雪荷重を加えた数値」とする。

2 前項第1号ア(7)の熱損失係数及び年間暖冷房負荷並びに同号ア(4)の床面積1平方メートル当たり相当隙間面積の算出方法は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 熱損失係数 評価方法基準第5の部分5-1(3)イ

①bに定める算出方法

(2) 年間暖冷房負荷 評価方法基準第5の部分5-1

(2)イ②に定める算出方法

(3) 1平方メートル当たり相当隙間面積 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成11年通商産業省・建設省告示第2号）2の部分(2)に定める算出方法